

ケアプラン助太刀知多

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
CarePuzzle 株式会社 ケアプラン助太刀知多

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービス、または委託を受け介護予防支援、総合相談支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1)法人名 CarePuzzle 株式会社
- (2)法人所在地 愛知県東海市富木島町山中 67 番地の 1
- (3)電話番号 0562-54-2032
- (4)代表者名 代表取締役 森田俊介
- (5)設立年月日 令和 8 年 2 月 2 日

2 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2)事業所の名称 ケアプラン助太刀知多(事業所番号 2374301253)
- (3)事業所の所在地及び電話番号
愛知県知多市にしの台 2 丁目 312 番地 ☎ 0562-54-2032 FAX 0562-38-7226
- (4)管理者氏名 福本千恵美

3 事業の目的および運営の方針

当事業所の介護支援専門員が介護を必要とする契約者及びその家族等からの相談を承ります。

具体的には下記の諸点に留意して取り組みます。(運営方針)

- (1)ご契約者が可能な限り家庭で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に務めます。
- (2)ご契約者の心身の状況や環境等に応じて、自らの選択に基づき、医療・保健・福祉の施設・機関、行政、事業者の連携に配慮し、適切で多様なサービスが総合的、効果的に提供されるよう介護計画を作成します。
- (3)ご契約者の意思及び人格を尊重し、常にご契約者およびその家族等の立場に立って、サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立をモットーとします。
- (4)ご契約者の要介護認定等に係る申請に対して、ご契約者の意思をふまえた援助を心がけ、介護保険(要介護・要支援)認定の申請の有無を確認し、その支援も行います。

※当サービスのご利用は、原則として介護保険(要介護・要支援)認定の結果、要介護と認定された方が対象となります。介護保険(要介護・要支援)認定をまだ受けていない方でも当事業所の「みなし判断」によりサービスの利用は可能です。

4 介護支援専門員の勤務体制

事業所に勤務する職種、人員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1)管理者: 1 名(兼任)
- (2)介護支援専門員: 管理者兼任1名・常勤専従 6 名・非常勤専従 1 名
(ただし業務の状況に応じて増員します。)

適切なサービスを提供する為、従業者の勤務体制を定め資質向上のための研修機会を確保します。

5 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までです。(ただし国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。)営業時間は平日午前9時30分～午後4時30分までとします。
- (2) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能ですのでご相談下さい。
転送システムでいつでも介護支援専門員との連絡が可能です。

6 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1)提供方法

- ①第一にご契約者・ご家族の意思を尊重します。
- ②当事業所の介護支援専門員は、初回訪問時またはご契約者・ご家族から求められたときは、携行する身分証明書を提示します。
- ③被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間など当事業所が確認して、期限切れなどないようチェックします。
- ④要介護認定等の申請業務に関し必要な援助を行います。また、認定更新等の申請は現在の有効期間が満了する1か月前にはお知らせして滞りのないようお手伝いします。
- ⑤当事業所は、以下のいずれかに該当するような場合、業務の提供を拒否することができます。
 - ア 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - イ 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該保険者に通知することとします。

(2)居宅介護支援の内容

- ①居宅介護サービス計画の作成
 - ア)「介護支援専門員」有資格者の配置
 - イ)ご契約者・ご家族への情報提供
 - ウ)ご契約者の実態把握
 - エ)居宅サービス計画の原案作成
 - オ)課題分析票の種類(居宅サービス計画ガイドライン、MDS-HC2)
 - カ)サービス担当者会議の開催
 - キ)ご契約者の同意(サービスの種類、内容、費用等の説明と同意)
- ②サービス実施状況の継続的な把握、評価の実施
- ③介護保険施設の紹介等

7 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

8 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

9 利用料及びその他の費用の額

原則、自己負担額はありません。ただし、介護保険料の滞納等により、介護保険給付が当事業所に支払われない場合は、別紙の利用料金をお支払い下さい。

下記「通常の事業実施地域」以外の地域の方からの依頼については、交通費実費を申し受けます。

10 通常の事業の実施地域

大府市・東海市・知多市・東浦町・刈谷市・阿久比町・常滑市・半田市

11 秘密の保持

事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びその家族等の秘密を漏らしません。また秘密保持のための監視を常に怠りません。

12 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご契約者及びその家族等にご連絡するとともに事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じ、同時に市町村へ連絡報告を行います。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応致します。

13 苦情処理の体制

(1) 当事業所の苦情受付

当事業所では、利用者からの苦情・相談を以下の当事業所の窓口で受け付けています。

事業所内苦情受付担当者：福本千恵美

電話番号：0562-54-2032 受付時間：9時30分～16時30分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

東浦町役場ふくし課	所在地 ☎	愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 0562-83-3111
阿久比町役場健康保険課	所在地 ☎	愛知県知多郡阿久比町卯坂殿越50 0569-48-1111
刈谷市役所長寿課	所在地 ☎	愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 0566-62-1063
常滑市役所高齢介護課	所在地 ☎	愛知県常滑市新開町4丁目1番地 0569-34-7744
大府市役所高齢者障がい支援課	所在地 ☎	愛知県大府市中央町5丁目70 0562-45-6289
東海市役所高齢者支援課	所在地 ☎	愛知県東海市中央町1丁目1 052-689-1600
知多市役所長寿課	所在地 ☎	愛知県知多市緑町1番地 0562-33-3151
知多北部広域連合	所在地 ☎	愛知県東海市荒尾町西廻間 2-1 東海市しあわせ村内 052-689-2263
愛知県国民健康保険団体 連合会(苦情調査係)	所在地 ☎	愛知県名古屋市東区泉一丁目6番5号 052-971-4165 FAX052-962-8870

14 サービス割合の説明

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は介護情報公表制度において公表します。

15 業務継続計画の策定

感染症や大規模災害が発生した場合も利用者がサービス提供を受けられるよう、業務継続計画の策定し従業者に研修や訓練を実施し記録保管を行う。

16 公正中立なケアマネジメントの確保

当事業所は、利用者の意向を最優先に、公正中立の立場でケアマネジメントを行います。特定の事業所に偏った紹介はせず、複数のサービス情報を公平に提供し、利用者が自ら選択できるよう支援します。

17 医療との連携

ご契約者が適切な医療サービスを継続して受けられるよう、主治医および地域の医療機関・訪問看護ステーション等と必要な連携を図ります。医療系サービスの利用にあたっては、利用者又は家族の同意を得たうえで主治医の意見を確認し、必要に応じて居宅サービス計画書等を主治医へ提供します。

利用者の心身の状態に変化が生じた場合や緊急時には、主治医・救急機関等と連絡を取り、適切な対応が行われるよう支援します。入院時には、退院後の在宅生活が円滑に再開できるよう、医療機関と情報共有を適切に行います。

18 感染症予防及びまん延防止について

事業所において感染症が発症し、またはまん延しないように次の措置を講じます。

- ① 感染症予防まん延防止対策委員会を6か月に1回程度開催。
- ② 感染症予防まん延防止のための指針を整備する
- ③ 感染症予防まん延防止のための研修会と訓練を定期的実施する。

19 虐待防止のために必要な措置

虐待防止のために次の必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止対策委員会を定期的に開催する。
- ② 虐待防止のための指針を整備し、研修会を定期的に開催する。
- ③ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置。

20 ハラスメント対策

当事業所は、利用者と職員が互いに尊重し、安全にサービスを利用できる環境作りに努めています。暴言・暴力・威圧的な言動・過度な要求などのハラスメント行為があった場合は、状況を確認し、改善をお願いすることがあります。改善が見られない場合、サービスの継続が困難となることがありますのでご了承ください。

また、職員による利用者へのハラスメント防止のため、当事業所は以下の取り組みを行います。

- ① ハラスメント防止に関する指針の整備
- ② 職員研修の実施
- ③ 相談・報告体制の整備
- ④ 業務継続計画(BCP)に基づく適切な対応

当事業所は、利用者と職員双方の安全と尊厳を守り、安心してサービスを利用できる環境づくりに努めます。

21 身体拘束防止の対応

事業所は、介護保険法および関連法令に基づき、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない状況が発生し、他に適切な手段がない場合には、法令に基づき必要最小限の範囲で対応することがあります。その際は、理由・内容・時間等を記録し、速やかに利用者および家族へ説明します。

当事業所は、身体拘束廃止および虐待防止の観点から、職員研修の実施、相談体制の整備、BCPに基づく対応等を行い、利用者の尊厳と権利を尊重した支援に努めます。

重要事項説明の年月日

説明年月日		令和 年 月 日
事業 者	所 在 地	愛知県東海市富木島町山中67番地の1
	法 人 名 ・ 代 表 者 名	CarePuzzle株式会社 代表者取締役 森田俊介
	事 業 所 名	ケアプラン助太刀知多
	説 明 者 氏 名	福本 千恵美

上記内容の説明を受けました。

ご利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	

利 用 料 金 表(居宅介護支援費)

区分	項 目	金 額
基 本	要介護 1 又は要介護 2 (1, 086 単位)	11, 083 円／月
	要介護 3 から要介護 5 (1, 411 単位)	14, 406 円／月
	要支援 1・要支援 2 (442 単位) : 委託費	4, 471 円／月
加 算	<u>初回加算 (300 単位)</u> : 新規に居宅サービス計画を作成する場合、要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合	3, 063 円／月
	<u>特定事業所加算 I・II・III (I・519 単位・II 421 単位・III 323 単位)</u> 一定条件の下、評価された事業所に対して加算	
	<u>入院時情報連携加算 I (250 単位)</u> : 利用者が病院又は診療所に原則入院した日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合	2, 552 円／月
	<u>入院時情報連携加算 II (200 単位)</u> : 利用者が病院又は診療所に入院した翌日～4 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合	2, 042 円／月
	<u>通院時情報連携加算</u> : 医療機関や介護保険施設等を 院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において 、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行 い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプラン を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行っ た場合	連携回数 カンファレンス参加なし
		1 回 4, 594 円
		2 回 6, 126 円
		カンファレンス参加あり
		1 回 6, 126 円
		2 回 7, 657 円
		3 回 9, 189 円
	<u>通院時情報連携加算 (50 単位)</u> : 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画 (ケアプラン) に記録した場合	510 円／回
	<u>緊急時等居宅カンファレンス加算 (200 単位)</u> : 病院等の求めにより医師又は看護師等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合	2, 042 円／回

※原則、自己負担額はありません。ただし介護保険料の滞納等により、介護保険給付が当事業所に支払われない場合は、上記の利用料金をお支払い下さい。

※当事業者の地域区分は 7 級地 となり介護・予防支援 1 単位は 10, 21 円 となっております。

実施地域を越えた地点から、片道 <u>2 キロメートル未満</u>	<u>360 円</u>
実施地域を越えた地点から、片道 <u>2 キロメートル以上</u>	<u>450 円</u>
実施地域を越えた地点から、片道 <u>10 キロメートル以上</u>	<u>560 円</u>

居宅介護支援 契約書

CarePuzzle 株式会社 ケアプラン助太刀知多

様(以下「利用者」といいます)とケアプラン助太刀知多(以下「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連携調整その他の便宜を図ります。

第2条(契約期間)

- 1.この契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2.契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を通知します。

第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置つけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条(経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、計画実施状況の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に課題分析を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、愛知県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条(要介護認定の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第10条(サービスの提供の記録)

- 1.事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、これを契約終了後5年間保管します。

- 2.利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3.利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4.第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条(料金)

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【契約書別紙1】のとおりです。

第12条(契約の終了)

- 1.利用者は、事業者に対して通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2.事業者は、人員不足等やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3.事業者は、利用者又はその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4.次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援1、要支援2と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合
- 5.要支援1、要支援2に認定された場合においては、事業者は当該担当地域の地域包括支援センターを紹介するなどの便宜を図ります。

第13条(緊急時の対応)

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医または歯科医師、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第14条(個人情報の保護)

- 1.事業者は利用者個人の情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- 2.事業者が得た利用者の個人情報については、居宅サービス計画の作成や計画に位置づけた指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連携調整等以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族またはその代理人の了承を得るものとします。上記内容については退職後も継続して守秘義務に沿って管理を行います。

※別紙2 個人情報の取り扱い参照。

第15条(秘密保持)

- 1.事業者の介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしたりしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2.事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3.事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第16条(相談・苦情処理)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

○居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口（土曜日、日曜日は休みとする・祝日、12/31～1/3は休業日となります）

担当部署：ケアプラン助太刀知多 管理者 福本千恵美 受付時間：月～金曜日 9:30～16:30

電話番号：(0562)54-2032 ・ FAX0562-38-7226

【外部相談窓口】

下記窓口でも相談、要望、苦情等を伝えることができます

・知多市役所長寿課 TEL(0562)33-3151 ・東海市役所高齢支援課 TEL(052)689-1600

・大府市役所高齢者障がい支援課 TEL:(0562)45-6289

・東浦町役場ふくし課 TEL(0562)83-3111 ・常滑市役所高齢介護課 TEL(0569)34-7744

・阿久比町役場健康保険課 TEL:(0569)48-1111・刈谷市役所長寿課長寿課 TEL:(0566)62-1063

- ・知多北部広域連合 TEL(052)689-2263
- ・愛知県国民健康保険団体連合会 苦情担当窓口 TEL:(052)971-4165
- ・社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 TEL:(052)202-0168

第17条(事故発生時の対応)

- 1.事故が発生した場合は、利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に事故の発生状況及び今後の対応等について報告いたします。
- 2.事故等により要介護認定に影響する可能性がある場合には市町村(保険者)に事故の概要を報告します。
- 3.事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 4.事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。
 - ・契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
 - ・契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
 - ・契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ・契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第18条(身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第19条(善管注意義務)

事業者は、利用者により委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその義務を遂行します。

第20条(本契約に定めのない事項)

- 1.利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2.本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第21条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

【別紙1】

料金表

1. 居宅介護支援利用料は要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降1か月あたり以下の金額になります。

要介護 1, 2	11,083 円	予防支援費 要支援1, 2	4,471 円
要介護 3,4,5	14,406 円		

2. 以下の場合は加算料金をいただきます。

初回加算	適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）	3,063 円
特定事業所 加算Ⅰ・ Ⅱ・Ⅲ	中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行なうほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするもの。	Ⅰ 5,298 円
		Ⅱ 4,298 円
		Ⅲ 3,297 円
退院 退所加算	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	カンファレンス参加 なし
		カンファレンス参加 あり

	<u>連携 1 回</u>	<u>4, 594 円</u>	<u>6, 126 円</u>
	<u>連携 2 回</u>	<u>6, 126 円</u>	<u>7, 657 円</u>
	<u>連携 3 回</u>	<u>×</u>	<u>9, 189 円</u>
入院時情報 連携 加算Ⅰ	利用者が病院又は診療所に原則入院した日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合		<u>2, 552 円</u>
入院時情報 連携 加算Ⅱ	利用者が病院又は診療所に入院した翌日～4日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合		<u>2, 042 円</u>
通院時情報 連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合		<u>510 円</u>
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院または診療所の求めにより、病院または診療所の医師または看護師などと一緒に利用者宅を訪問し、カンファレンスをし、サービスの利用に関する調整を行った場合		<u>2, 042 円</u>

- ただし、法定代理受領により当社の居宅介護支援及び加算料金に対し介護保険給付が支払われる場合利用者の自己負担はございません。
- 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合はいったん上記の金額の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市町村(保険者)の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。
- 必要に応じて多様な主体等が提供されるよう生活支援サービス(インフォーマルサービス等を含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。

【別紙2】

個人情報の取り扱いについて

ケアプラン助太刀知多では、個人情報保護法の内容に沿った個人情報の取扱いを遵守します。連携する医療・介護機関との情報共有を目的とした手段として、関係者に限定し、インターネットやメール・電話・FAX等を使うこともございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【利用目的】

事業所でお預かりする個人情報につきましては、指定居宅介護支援提供(以下参照)のために利用し、法令に基づく場合及び本人の生命・身体・財産の重大な利益を保護する場合を除き、ご本人の同意を得ることなく他に利用及び提供、開示することはございません。

- ・ケアマネジメント業務(アセスメント、ケアプラン作成、モニタリング等)
- ・サービス事業者、医療機関、市町村等との連絡調整
- ・給付管理業務

- ・科学的介護情報システム(LIFE)への情報提出
- ・緊急時の対応
- ・法令に基づく報告・記録作成 等

【個人情報の第三者提供】

利用者の個人情報は、サービス提供に必要な範囲で、関係機関(サービス事業者、医療機関、市町村等)に提供場合があります。

また、生命・身体のプロtectionが必要な緊急時や、法令に基づく場合にも提供することがあります。

【個人情報の管理】

個人情報は適切に管理し、漏えい・紛失・改ざん等の防止に努めます。

電子データはアクセス制限等により安全に管理します。

【開示・訂正・利用停止】

利用者または代理人は、当事業所が保有する個人情報について、開示・訂正・利用停止等を求めることができます。

契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者、事業者が記名のうえ、各1通を保有するものとします。

【事業所】

事業者名： CarePuzzle 株式会社 ケアプラン助太刀知多

指定番号 2374301253 号

住 所： 愛知県知多市にしのだ 2 丁目 312 番地

代表者名： 代表取締役 森田 俊介

【ご利用者】

氏名 _____

【代理人】

氏名 _____ (続柄)